

仕 様 書

1 賃貸借契約名

広島市都市整備公社電話交換機及び附属品の賃貸借

2 設置場所

- ・広島県広島市中区国泰寺町一丁目4番21号 北庁舎7階
- ・広島県広島市中区小町9番17号 小町事務所2階

3 納入期限及び賃貸借期間

機材納入期限 令和8年5月31日

賃貸借期間 令和8年6月1日から令和13年5月31日まで

通話利用開始日 令和8年6月13日

4 対象物件

次の基準を満たす機能を有する電話交換機及びその附属物であること。

(1) 交換機主装置

① 交換機器仕様

- ア 制御方式：蓄積プログラム制御方式
- イ 通話路方式：時分割交換方式
- ウ 処理装置：64ビットマイクロプロセッサ
- エ 冷却方式：自然空冷
- オ 冗長方式：一重化

② 交換機収容回線数

ア 北庁舎7階

回線種別		数量		備考
		現用	実装	
局線	ひかり電話	7ch (7番号)	16ch	主装置に直収すること
	アナログ局線	5回線	8回線	本庁舎との内線接続
内線	多機能内線	26回線	32回線	
	一般内線	2回線	2回線	FAX

イ 小町事務所2階

回線種別		数量		備考
		現用	実装	
局線	ひかり電話	4ch (5番号)	16ch	主装置に直収すること
内線	多機能内線	8回線	16回線	
	一般内線	2回線	2回線	FAX

- ③ 停電等によりコンセントからの電源が確保できない場合、30分以上外線と電話機が使えるように交換機バッテリー及び光回線 ONU 救済としてUPS等を準備すること。
- ④ 外線としてNTT西日本ひかり電話(オフィスA)に対応すること。
- ⑤ 外線はナンバーディスプレイ、ダイヤルイン対応であること。
- ⑥ 昼間と夜間でダイヤルインの着信先内線を変更できること。
- ⑦ 昼間と夜間の転送先を手動又は自動で変更できること。
- ⑧ 年間タイマーにより夜間の外線着信に対して業務時間外等のガイダンスを流せること。
- ⑨ 内線通話、転送、外線へのダイヤル発信、短縮ダイヤル、通話保留機能を利用できること。

と。

⑩ FAXの内線収容ができること。

(2) 電話機器

① 電話機設置台数

ア 北庁舎7階

多機能電話機 (30 ボタン以上) 26台

イ 小町事務所2階

多機能電話機 (30 ボタン以上) 8台

② 多機能電話機については下記の要件を満たすこと。

ア 外線からの着信音と内線からの着信音を点滅及び着信音で区別できるものであること。

イ 着信中の表示と保留中の表示を点滅または色等で区別できるものであること。

ウ 外線の発信者番号を表示できるものであること。

(3) ひかり電話回線接続は直収 (SIP) に対応すること。

(4) 上記に記載されているもの以外で、必要な関連部品又は機器等があれば付加すること。

(5) 6年以上の修理部品の供給及び取替が可能であること。

5 所有権の表示

賃貸人は賃貸人の資産である旨の表示 (所有者名、機器の品名、整理番号等) を機器に貼付すること。

6 保証・故障

(1) 本物件の引渡しから1年間、メーカーの保証規定に基づき、自然故障に対する無償修理を保証するものとする。

(2) 機器の故障等が発生し修理の依頼を受けたときは、直ちに設置場所に専門技術者を派遣し、機器の修理・調整に着手すること。

7 特記事項

(1) 交換機は北庁舎7階、小町事務所2階にそれぞれ設置すること。

(2) 構内配線はIDFから交換機まで、交換機から内線端末 (電話機、FAX) まで納入業者で行うこと。

(3) 交換機の搬入から組立設置及び既設電話交換機 (電話機含む。) の撤去 (廃棄) に至るまで全て納入業者にて行うこと。

(4) 交換機設置後、電話回線等の送受信テストを行うこと。

(5) 交換機等に必要となる電源工事は納入業者にて行うこと。

(6) 都市整備公社の職員に対し、基本操作及び応用操作の取扱説明を行うこと。

(7) 交換機およびUPSのバッテリー取替え及び消耗品は別途費用とする。

(8) 北庁舎7階は広島市役所本庁設備に対して庁舎内内線の接続試験を対向で行うこと。

(9) 小町事務所2階は広島市役所本庁設備との庁舎内内線接続は廃止とする。

(10) 広島市役所本庁設備との接続については、本庁設備の電話設備業者と協議をして行うこと。

(11) 光回線への切り替え時は、NTTと事前に協議を行ったうえで実施すること。

(12) FAX及び複合機の手配と設置は対象外とする。

(13) 電気通信事業法に定める端末設備等規則に基づき施工すること。

8 検査

納入期限までに使用できる状態にした上で担当職員立会のもと行動確認を受け、同職員の立会検査合格をもって検査完了とする。

(1) 設置作業期間等

- ・ 業務に支障がないように、設置作業を進めること。
- ・ 通話不能になる作業については、土曜日、日曜日又は祝日に実施し、業務への支障を少なくすること。なお、この工程作業については、3日前までに担当者に連絡すること。
- ・ その他、具体的な作業日は、事前に担当職員と打合せること。

(2) 設置個所

- ・ 電話交換機及びその他付属物等の設置場所及び内線番号一覧については、別途指示する。

9 その他

この仕様書に疑義のあるとき、又は定めのない事項については、賃借人と賃貸人が協議して定めるものとする。